

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第103条第1項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）： 奈良県公安委員会（免許の効力の停止については、奈良県警察本部長）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）</p> <p>道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。</p> <p>点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課安全運転相談係（電話 0744-22-5542） 交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考：

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第103条第2項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p>
問い合わせ先：交通部運転免許課行政処分第一係（電話 0744-22-5524）
備 考：

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第103条第4項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）： 奈良県公安委員会（免許の効力の停止については、奈良県警察本部長）
法 令 の 定 め：  道路交通法第103条（免許の取消し、停止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、 第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）
処 分 基 準：  病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。
問い合わせ先：交通部運転免許課安全運転相談係 （電話 0744-22-5542） 交通部運転免許課行政処分第一係 （電話 0744-22-5524）
備 考：

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第103条第7項
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p>
問い合わせ先：交通部運転免許課行政処分第一係 （電話 0744-22-5524）
備 考：

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第103条第8項
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。</p>
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課行政処分第一係 （電話 0744-22-5524）
備 考：